（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等）

第七十一条　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第六十八条第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

3　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務）

第七十二条　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がある場合を除き、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対する改善命令）

第七十三条　主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（技術等情報漏えい防止措置認証業務の廃止の届出）

第七十四条　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の取消し）

第七十五条　主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　その技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた第六十七条第二項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

二　第六十八条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三　第七十一条第一項の規定に違反して、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。

四　第七十三条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十一条第一項の変更の認定を受けたとき。

2　主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

第百五十六条中「第八十一条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第七十九条の規定に違反して、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者

二　第八十五条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いた者

第百五十六条を第百六十二条とする。

第百五十五条第一号中「第七十九条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同条第二号中「第七十九条第二項」を「第八十三条第二項」に改め、同条第三号中「第九十五条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」を「第百一条第三項」に改め、同条第八号中「第百七条第二項」を「第百二十一条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第百五条」を「第百十八条」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第百三条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「第九十九条第二項又は第百一条第一項」を「第百八条第二項又は第百十条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第百十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかったとき。

第百五十五条第四号の次に次の二号を加える。

五　第百三条第二項又は第百五条第一項の規定に違反して、資金供給の認可を受けなかったとき。

六　第百六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百五十五条を第百六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、二十万円以下の過料に処する。

一　第百二十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第百二十条第一項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第百五十四条を第百五十九条とし、第百五十三条を第百五十八条とする。

第百五十二条中「第百五十条」を「前条」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百五十一条を削る。

第百五十条第三号中「第百三十七条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同条第四号中「第百三十八条第一項」を「第百四十五条第一項又は第二項」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百四十九条中「第百三十八条第二項」を「第百四十五条第三項」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百四十八条中「第八十九条」を「第九十三条」に改め、同条を第百五十四条とする。

第百四十七条を削る。

第百四十六条第一項中「第百四十四条第一項」を「第百五十一条第一項」に改め、同条を第百五十三条とし、第百四十五条を第百五十二条とし、第百四十四条を第百五十一条とする。

第六章中第百四十三条を第百五十条とし、第百四十二条を第百四十九条とし、第百四十一条を第百四十八条とする。

第百四十条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　技術等情報漏えい防止措置に関する事項　促進指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣及び経済産業大臣

七　特定政府出資会社の株式の機構に対する譲受けの求めに関する事項　特定政府出資会社の設立を認可した大臣

第百四十条を第百四十七条とし、第百三十九条を第百四十六条とする。

第百三十八条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百三十八条を第百四十五条とし、第百三十七条を第百四十四条とし、第百三十六条を第百四十三条とする。

第百三十五条第一項中「第百三十九条」を「第百四十六条」に改め、同条を第百四十二条とし、第百三十四条を第百四十一条とする。

第百三十三条第二号中「第百二十七条第二項第一号」を「第百三十四条第二項第一号」に改め、第五章第二節中同条を第百四十条とする。